パブリックコメント 意見募集＆結果公表

皆さんの意見を市政に…

次の案件について、意見を募集します。

■所沢市電子市役所推進アクションプランⅡ（案）

市の新たな情報化施策を展開するため、計画を策定します。

計画案の公表　市ホームページ（アドレスは表紙参照）に掲載しているほか、市役所７階・情報統計課、同１階・市政情報センター、各公民館で閲覧

募集期間　２月１日㈬～28日㈫

応募方法　①意見②住所③氏名④電話番号（法人・団体の場合は、①意見②所在地③名称④代表者氏名⑤電話番号）を記入のうえ（様式は問いません）、２月28日㈫までに、市役所７階・情報統計課（〒359－8501・並木１－１－１／FAX２９９８－９１５３／Eメールアドレスa9036@city.tokorozawa.saitama.jp）へ持参・郵送（当日消印有効）・FAX・Eメールのいずれかの方法

問い合わせ　情報統計課（☎２９９８－９０３６・FAX２９９８－９１５３）

■第３期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）

公表日　１月４日から公表中

公表方法　市ホームページ（アドレスは表紙参照）のほか市役所１階・高齢者いきがい課、同１階・市政情報センター、生涯学習センター、各公民館でご覧いただけます。

問い合わせ　高齢者いきがい課（☎２９９８－９１２０・FAX２９９８－１１４７）

■環境基本計画（改定案）

公表日　２月１日㈬から公表

公表方法　市ホームページ（アドレスは表紙参照）のほか市役所５階・環境総務課、同１階・市政情報センター、各公民館でご覧いただけます。

問い合わせ　環境総務課（☎２９９８－９１３３・FAX２９９８－９３９４）

■第４次所沢市総合計画後期基本計画（案）

公表日　２月１日㈬から公表

公表方法　市ホームページ（アドレスは表紙参照）のほか市役所３階・政策企画課、同１階・市政情報センター、生涯学習センター、各公民館でご覧いただけます。

問い合わせ　政策企画課（☎２９９８－９０２７・FAX２９９４－０７０６）

■（仮称）所沢市歩きたばこ等の防止に関する条例骨子（案）

公表日　２月10日㈮から公表

公表方法　市ホームページ（アドレスは表紙参照）のほか市役所５階・生活環境課、同１階・市政情報センター、各公民館でご覧いただけます。

問い合わせ　生活環境課（☎２９９８－９３７０・FAX２９９８－９１９５）

■（仮称）所沢市商業振興条例（案）

公表日　２月10日㈮から公表

公表方法　市ホームページ（アドレスは表紙参照）のほか市役所２階・商工労政課、同１階・市政情報センター、各公民館でご覧いただけます。

問い合わせ　商工労政課（☎２９９８－９１５５・FAX２９９８－９１６２）

■健康日本21所沢市計画（案）

公表日　２月24日㈮から公表

公表方法　市ホームページ（アドレスは表紙参照）のほか保健センター、市役所１階・市政情報センター、各公民館でご覧いただけます。

問い合わせ　保健センター成人保健課（☎２９９１－１８１１・FAX２９９５－１１７８）

広報ところざわ１月号「写真コンテスト＆パズル」の優秀作品・正解発表

～写真で見るところざわ～「写真コンテスト＆パズル」に、たくさんの投票および応募をいただき、ありがとうございました。

皆さんの投票により、「写真コンテスト」の優秀作品は、松岡幸雄さんの「三富の畑で」に決定しました。本号６・７頁「みんなの広場」で作品を紹介しています。

「写真パズル」の正解は、『ふゆは、こたつでみかんだね』でした（応募総数１５９通、うち正解１５２通）。正解者の中から抽選で50人の方に記念品をお送りします（発表は発送をもって代えさせていただきます）。

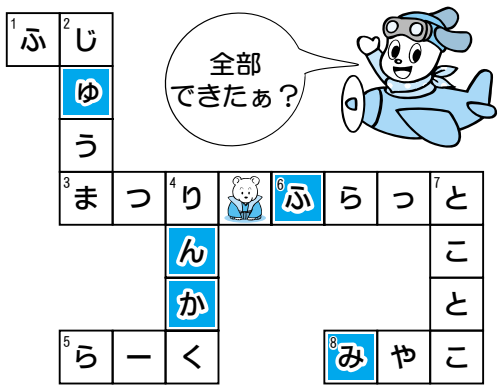

問い合わせ　秘書広報課（☎２９９８－９０２４・FAX２９９４－０７０６）

リサイクルふれあい館 エコロからのお知らせ

●羽織から作るコートジャケット

とき／ところ　２月18日㈯・午前10時～午後３時／リサイクルふれあい館・エコロ

定　員　申し込み先着20人

申し込み・問い合わせ　２月１日㈬からリサイクルふれあい館（☎２９９４－５３７４・FAX２９９４－１１１８）へ電話

◎休館日は、月曜日と祝休日です。なお、「おもちゃの病院」の開院日程および２月のエコロの行事については、お問い合わせください。

国民健康保険被保険者の皆さんへ ～人間ドック検診料を助成します～

対象者　所沢市の国民健康保険に加入し、受診日において40歳以上で保険税を滞納していない方（助成は年度内に１回のみです）

ところ　市民医療センター

助成額

コース	検診料（税込み）	助成額	自己負担額
１日コース	36,750円	16,000円	20,750円
半日コース	17,314円	11,000円	6,314円

追加検診　ご希望により肺がん・乳がん検診などのオプション検診を別途料金で追加受診できます。

◎オプション検診については、曜日指定があります。ご希望の方は、あらかじめ、実施日を市民医療センターへお問い合わせのうえ、受診日予約の際に追加申し込みをしてください。

【申込・支払方法】

①市民医療センター（☎2998-2081）に直接電話し、人間ドックの受診日を予約してください。後日、市民医療センターから問診票・検診セットを郵送します。

②人間ドック受診当日の会計の際に、助成額を差し引いた額をお支払いください。

問い合わせ　▶検診料助成について…国保年金課（☎2998-9131・FAX2998-9061）▶検診内容について…市民医療センター（☎2998-2081・FAX2998-2078）

介護保険にかかわる税申告時の所得控除のお知らせ

①介護保険料は、社会保険料控除の対象になります。ただし、年金から保険料を引かれている場合は、年金受給者本人の所得控除となるため、その親族が社会保険料控除として申告することはできません。

②下表の介護サービスの利用料は、医療費控除の対象になります。

■医療費控除対象表

対象サービス		対象金額
・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）		１割自己負担額と食費、居住にかかる自己負担額の合計の２分の１
・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設		１割自己負担額と食費、居住にかかる自己負担額
福祉系	・訪問介護（生活援助を除く） ・訪問入浴介護 ・通所介護（デイサービス） ・短期入所生活介護（ショートステイ）	１割自己負担額 ◎居宅サービス計画（ケアプラン）に位置づけられ、医療系介護サービスと一緒に利用していることが前提です。 ◎保険給付の支給限度額を超えて利用した場合の全額自己負担となった部分は、控除の対象になりません。
医療系	・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導 ・通所リハビリテーション（デイケア） ・短期入所療養介護（ショートステイ）	サービス利用の際の自己負担額と食費、滞在にかかる自己負担額 ◎保険給付の支給限度額を超えて利用した場合の全額自己負担となった部分も、控除の対象になります。
おむつ代	おむつ代の医療費控除を受けるには、１年目は医師による「おむつ使用証明書」の添付が必要になります。２年目以降は、要介護認定者で当該年に作成された主治医意見書の内容からおむつ使用の必要性が認められれば、市が発行する確認書（発行までに１週間程度かかります）の添付で医療費控除を受けられます。	

◎医療費控除の申告には、所定の事項が記載されている領収書の添付が必要です。また、高額介護サービス費や助成金等、保険からの払い戻しや利用料の補てんがある場合は、支払った金額から補てんされる額を差し引いて申告することになります。

③身体障害者手帳を有しない65歳以上の方が、６か月以上常時寝たきりの状態が続き、食事や排便などの日常生活に支障があり、身体障害者と同様と認められる場合には、市が発行する証明書により障害者控除が受けられます。

問い合わせ　▶①②について…介護保険課（☎2998-9420・FAX2998-9410）▶③について…高齢者いきがい課（☎2998-9120・FAX2998-1147）